

令和4年度 御宿町住宅用設備等脱炭素化 促進事業補助金のご案内

御宿町では、地球温暖化防止の推進及び電力の強靱化を図るため、環境への負担が少ない住宅用設備等を導入する方に対し、予算の範囲内において設置費の一部を補助します。

【申請受付期間】

令和5年1月31日（火）まで先着順で受け付けます。
受付時間 8：30～17：15（土日祝を除く）

令和5年3月10日（金）までに実績報告の提出が可能で、令和5年1月31日（火）までに申請が間に合わない方は、令和5年1月13日（金）までに全町公園課環境美化推進係までご相談ください。

申請受付期間中であっても、補助金の予算額に達した時点で申請を締め切ります。

【受付場所】

役場3階 全町公園課 環境・美化推進係
TEL：0470-68-6694

【補助の対象となる設備】

※ 設置機器は、全て未使用品であること

設備の種類	設備の要件
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LP ガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電気的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。また、千葉県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により、補助対象設備を購入していないこと。
太陽熱利用システム	集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯又は空調等に利用するシステムで、動力を使用して熱媒体を循環させるもののうち、一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品（BL部品）として認定を受けているもの。ただし、集熱方式が「自然循環型」に分類されるものを除く。

窓の断熱改修

既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修するにあたり、国が令和元年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブまたは公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであり、かつ1居室単位で外気に接する全ての窓の断熱化すること。

※ 居室とは、居住、作業、娯楽などの目的のために継続的に使用する壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間を言い、空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン、ロールスクリーン等）は、居室を区切る仕切りとして認められない。

補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋等

対象外：キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等

※ 例えばリビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が、壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め、一居室と判断しますので、リビングの窓だけではなく、それらも含め断熱改修が必要となります。

電気自動車

電池によって稼働する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「常用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている4輪のものに限る。

- (1) 申請者が補助金の交付を受けるにあたり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。
- (2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、御宿町内の住所であること。
- (3) 自動車検査証の登録年月日または交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。

	(4) 国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。
V2H充放電設備	電気自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。

【補助対象設備を導入する住宅】

エネファーム及び太陽熱利用システムを設置する住宅

1. 申請者が所有し居住する住宅、または第三者が所有し申請者が居住する住宅。
2. 申請者が居住するために新築する住宅、または申請者が居住するために購入する、対象設備が設置された建売住宅。
3. 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅。

定置用リチウムイオン蓄電池システムを設置する住宅

1. 町への実績報告の日までに太陽光発電システムが設置されていること。

窓の断熱改修を行う住宅

1. 窓の断熱改修の工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。
2. 次のいずれかに該当すること。
 - ・補助事業を実施する者自らが所有し居住する町内に所在する住宅。
 - ・第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅。

電気自動車を購入する者が居住する住宅

1. 町への実績報告の日までに太陽光発電設備が設置され、発電した電気をEV車に充電できること。
2. 補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅。
3. 太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとする

るときは、V2H 充放電設備を設置していること。

V2H 充放電設備を設置する者が居住する住宅

1. 町への実績報告の日までに太陽光発電設備が設置され、かつ、EV 車が導入されていること。

【補助対象者及び補助条件】

1. 町内に住所を有すること。（実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。）
2. 町税を滞納していないこと。
3. 御宿町暴力団排除条例に規定する暴力団員等に該当しない方。
4. 自ら居住または居住を予定している町内の住宅に補助対象設備を設置すること。

補助事業を実施する者が住宅の所有者でない場合または共有者がいる場合は、すべての所有者または共有者の間で同意が取れていること。

5. 設備の設置費等を負担し、設備を所有すること。（EV 車にあっては、所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店またはファイナンス会社等である場合を含む。）

※令和5年1月31日（火）までに申請し（予算の範囲内で先着順）

令和5年3月10日（金）までに工事が完了すること。

補助に該当しない場合

1. 設備を導入する住宅において、過去にこの制度及び旧住宅用省エネルギー設備設置補助金により同一設備に対して補助金を受けている方（EV 車を除く。）。
2. 電気自動車にあっては、導入する住宅において、過去に補助を受けている者。
3. 町から補助金の交付決定通知がされる前に設備を導入済または工事中の方。
4. 集合住宅に居住している方

【補助の対象となる経費及び補助金の額】

設備の種類	補助対象経費	補助金の額
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）	停電時自立運転機能あり 上限 10 万円 停電時自立運転機能なし 上限 5 万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）	上限 7 万円
太陽熱利用システム	設備本体（集熱器、蓄熱槽等）、架台、その他の付属機器（集熱配管、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）	上限 5 万円
窓の断熱改修	設備本体（ガラス、窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等） ※網戸、雨戸等の窓付属部材費は対象経費に含まない。	補助対象経費の 1/4 (上限 8 万円)

電気自動車	EV 車本体の購入費	太陽光発電設備及び V2H 充放電設備を併設する場合
		上限15万円
V2H 充放電設備	V2H 充放電設備本体の購入費（※工事費等は対象経費に含まれません。）	太陽光発電設備を併設する場合
		上限10万円
		補助対象経費×1/10
		上限25万円

※ 補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を控除した額とし、設置費等に国その他の団体の補助金を充てる場合は更に当該補助金の額を控除した額とします。

※各設備とも申請書は負担する設置費の額を上限とし、補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とします。

【申請の方法】

補助対象設備の設置工事に着工する前、または建売住宅の引き渡し前に交付申請書（様式第1号）に次の必要書類を添付して令和5年1月31日（火）までに全町公園課 環境・美化推進係へ提出してください。設置業者等の代理人による提出も可能です。

※郵送による提出は受け付けません。

<申請必要書類>

○交付申請書（様式第1号）

	添付書類及び注意事項等
1	補助対象設備の概要(様式第1号別紙)
2	補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書、注文書（補助対象設備が設置された住宅を購入する場合には、当該経費の内訳が記載された売買契約書）等の写し
3	補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し 例）カタログまたは仕様書
4	補助対象設備の設置予定図面 窓の断熱改修の場合は、平面図及び立面図 ※電気自動車を購入する場合を除く。
5	補助対象設備の設置工事着工前の現況写真 ① 住宅全体 ② 補助対象設備の導入予定箇所 窓の断熱改修の場合はすべての改修予定箇所の設置工事着工前の現況写真が必要 ※電気自動車を除く。
6	町税に係る納税証明書（ただし、省略できる場合があります。）
7	その他町長が必要と認める書類

※申請書類に誤り等ある場合は受理できませんので、提出する前によく確認をしてください。

【申請内容の変更等】

補助金交付決定後の申請内容の変更や導入を中止する場合は、変更申請が必要となります。

・申請内容の変更の場合

↳変更申請書（様式第3号）及び変更となった事項についての添付書類を提出してください。

- ・導入を中止する場合、
↳交付申請取り下げ書（様式第5号）を提出してください。

【実績報告】

補助対象設備の導入工事を完了した日または建売住宅の引渡しが完了した日から起算して30日以内または令和5年3月10日（金）のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第6号）に必要書類を添付して全町公園課へ提出してください。

※実績報告が期限までに提出されない場合は、交付決定が取り消されますので、ご注意ください。

<必要書類>

○実績報告書（様式第6号）

	添付書類及び注意事項等
1	補助対象設備の概要（様式第6号別紙）
2	補助対象設備の設置費等の支払いを証する書類・内訳書の写し 例）領収書
3	補助対象設備の設置状況が確認できる写真 ① 住宅全体 ② 設置した補助対象設備 電気自動車にあっては、 ① 車の全体（保管場所において撮影したもの） ② 車のナンバープレート ※窓の断熱改修の場合は、申請時の設置予定箇所へ設置したことがわかること
4	補助対象設備が未使用であることを確認できる書類の写し（電気自動車を除く） ※機器の保証書の写しまたは出荷証明書の写し

5	定置用リチウムイオン蓄電池システムの場合、 補助対象設備を設置する住宅が、太陽光発電設備（要綱第3条第1項（1）に該当するもの）が設置されていることが確認できる書類の写し。 例）売電明細、接続契約のご案内の写し
6	電気自動車の場合、 ① 太陽光発電設備が設置されていることを証する書類 例）売電明細、接続契約のご案内の写し ② 発電した電気を電気自動車に給電できることを証する書類 例）給電設備の保証書の写し、給電設備の設置状況及び設置機器が確認できる写真 ③ 自動車検査証の写し ④ V2H 充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V2H 充放電設備を設置していることを証する書類 例）V2H 充放電設備の保証書の写し、設置状況及び設置機器が確認できる写真 ⑤ ローン購入でクレジット契約等により自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合は、保管場所標章番号通知書の写しまたは申請者が保険契約者である自動車保険証（任意保険）の写し
7	V2H 充放電設備の場合、 ① 補助対象設備を設置する住宅に太陽光発電設備が設置されていることを証する書類 例）売電明細、接続契約のご案内の写し ② 電気自動車が導入されていることを証する書類 例）自動車検査証の写し
8	窓の断熱改修の場合、 設置する住宅が工事に着工する前日までに建築工事が完了していることを証する書類 例）検査済証、写真等
9	住民票の写し（ただし、省略できる場合があります）
10	その他町長が必要と認める書類

※実績報告書の提出を受けた後、設置状況の確認のため全町公園課の職員がご自宅に伺います。

【補助金の交付請求】

提出された書類の審査及び現地調査等により、交付する補助金の額を確定し、通知します。

補助金確定通知書を受領後、請求書（様式第8号）を提出してください。

確定した補助金は申請者が指定した申請者本人名義の金融機関の口座に振り込まれます。

※確定通知の受領後30日後以内、または令和5年3月20日（月）のいずれか早い日までに交付請求書が提出されない場合には、無効となりますのでご注意ください。

【その他注意事項】

・添付される工事請負契約書または売買契約書・領収書・補助金の振込先等、すべて申請者名義でお願いします。

・補助金の交付を受けて補助対象設備を設置した方は、必要により使用状況等の報告をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

・補助金の交付を受けるには、**施工前に交付決定が必要です。**

・この補助金の交付を受け取得した設備を、耐用年数の経過するまでの間にこの補助金の目的に反し使用、譲渡、交換、貸付け、担保に供することはできません。ただし、事前に町長の承認を得た場合はこの限りではありません。